（企業担保権実行手続規則の一部改正）

第二条　企業担保権実行手続規則（昭和三十三年最高裁判所規則第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（実行の申立） **第二条**　［略］ ［2　略］ 3　申立書には、企業担保権に関する公正証書（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をもつて作成されている場合にあつては、公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第四十四条第一項第二号の書面）及び会社の登記事項証明書を添付しなければならない。	（実行の申立） **第二条**　［同上］ ［2　同上］ 3　申立書には、企業担保権に関する公正証書及び会社の登記事項証明書を添付しなければならない。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（民事再生規則の一部改正）

第三条　民事再生規則（平成十二年最高裁判所規則第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（申立ての方式等） **第二条**　［略］ ［2・3　略］ 4　裁判所は、書面を裁判所に提出した者又は提出しようとする者が当該書面に記録されている情報の内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を有している場合において、必要があると認めるときは、その者に対し、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。）であって裁判所の定めるものにより裁判所に提供することを求めることができる。	（申立ての方式等） **第二条**　［同上］ ［2・3　同上］ 4　裁判所は、書面を裁判所に提出した者又は提出しようとする者が当該書面に記録されている情報の内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。）を有している場合において、必要があると認めるときは、その者に対し、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。）であって裁判所の定めるものにより裁判所に提供することを求めることができる。

（届出の方式・法第九十四条）

第三十一条　［略］
［2　略］
3　再生債権が執行力ある債務名義又は終局判決のあるものであるときは、第一項の届出書に、執行力ある債務名義の写し（債務名義が電磁的記録をもって作成された執行証書（民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第二十二条（債務名義）第五号に規定する執行証書をいう。）である場合にあっては、公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第四十三条（公正証書の謄本等の交付等）第一項第二号の書面（公正証書に記録されている事項の全部を出力したものに限る。））又は判決書の写しを添付しなければならない。
［4　略］

（届出の方式・法第九十四条）

第三十一条　［同上］
［2　同上］
3　再生債権が執行力ある債務名義又は終局判決のあるものであるときは、第一項の届出書に、執行力ある債務名義の写し又は判決書の写しを添付しなければならない。
［4　同上］

（会社更生規則の一部改正）

第四条　会社更生規則（平成十五年最高裁判所規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（申立ての方式等） **第一条**　［略］ ［2　略］ 3　裁判所（法第二条第四項に規定する更生裁判所を含む。以下この項において同じ。）は、書面を裁判所に提出した者又は提出しようとする者が当該書面に記録されている情報の内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を有している場合において、必要があると認めるときは、その者に対し、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。）であって裁判所の定めるものにより裁判所に提供することを求めることができる。 ［4　略］	（申立ての方式等） **第一条**　［同上］ ［2　同上］ 3　裁判所（法第二条第四項に規定する更生裁判所を含む。以下この項において同じ。）は、書面を裁判所に提出した者又は提出しようとする者が当該書面に記録されている情報の内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。）を有している場合において、必要があると認めるときは、その者に対し、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。）であって裁判所の定めるものにより裁判所に提供することを求めることができる。 ［4　同上］